

松戸市農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 6 日

令和6年松戸市農業委員会9月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和6年9月6日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1 番	杉 浦 昌 平	2 番	杉 浦 勇 司
3 番	横 山 定 勝	5 番	渡 邊 洋 子
6 番	加 藤 万里子	7 番	山 口 輝 雄
8 番	戸 張 嘉 宣	9 番	岩 佐 忠 夫
1 0 番	川 上 博 久	1 1 番	渡 来 和 治
1 2 番	渡 邊 慶 弘	1 3 番	鈴 木 榮 一
1 4 番	湯 浅 孝 一	1 5 番	相 田 敏 克
明・矢切区域	齋 藤 香	明・矢切区域	平 川 正 俊
東 部 区 域	湯 浅 雅 之	常盤平・五香区域	山 崎 唯 司
馬橋・小金区域	小 林 直 一	馬橋・小金区域	湯 浅 清

1. 欠席委員

な し

1. 関係課出席職員 農政課

課 長	松 戸 繁 和	主 査	加 瀬 直 紀
-----	---------	-----	---------

1. 事務局出席職員

事務局長	加 藤 広 之	事務局長補佐	榊 孝 弘
主幹兼係長	武 井 博 子	係 長	落 合 利 彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和6年9月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号8番、戸張嘉宣委員、議席番号9番、岩佐忠夫委員の両委員を指名いたします。
よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日、傍聴人はいらっしゃいません。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんでした。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第4号までとなっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 農政課、松戸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は再設定案件6件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしております参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は五香西、現況地目は畑で、面積は1,054平方メートルでございます。

利用権の設定は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ハウレンソウを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件でもあり、私は賛成します。お諮り願います。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長、よろしくをお願いします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページから4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は主水新田、現況地目は畑で、面積は806平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は2年の設定でございます。

仮受者の方は、ハウレンソウ・小松菜を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山委員 議席番号3番、農業委員の横山定勝です。

ただいまの説明でよく分かりました。再設定案件ですので、賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議長 ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページから7ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は3,873平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、大根・小松菜を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、齋藤委員。

齋藤推進委員 推進委員の齋藤香です。

今回の議案は賃借権5年、再設定で、定期的に作付、管理していますので、私は賛成しま

す。ご審議ください。

議 長 ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見がないようであります。
原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の8ページから9ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は977平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。
農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。
はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川正俊でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。再設定案件ということで、原案に賛成をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の10ページから11ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は高塚新田、現況地目は畑で、面積は4,538平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、梨を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、農業委員の渡来和治です。

地目は現況畑になっていますけれども、梨を耕作してまして、親子で一生懸命やっているので、賛成したいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま渡来委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長、よろしくお願いします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。

議案書2ページの6番、参考資料の12ページから13ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑で、面積は4,842平方メートルで

ございます。

利用権の種類は賃借権、期間5年の設定でございます。

借受者の方は、ジャガイモ、ナス等を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の6番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員、湯浅雅之です。

この案件は再設定でもあり、私は原案に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。ありがとうございました。

（農政課長退席）

◎議案第2号

議 長 続きまして、議案第2号の1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号12番、渡邊慶弘です。

去る9月2日月曜日、議案第2号から4号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたのでご報告します。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅雅之推進委員、齋藤香推進委員、私の4名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明

します。なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については14ページから15ページになります。申請地の位置については14ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は1,461平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模を拡大するためです。

譲渡人の申請理由は、高齢で耕作が困難なためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で360日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

農機具については、スピードスプレイヤー2台、トラクター2台、草刈り機2台、貨物自動車2台、テラー1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ミカンの栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第2号について審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものではなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断しました。

これらをもって、許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡来委員。

渡来委員 議席番号11番、農業委員の渡来和治です。

渡邊座長の説明で大変よく分かりましたので、私はこの案件、賛成したいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡来委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

これより、議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号の1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法4条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の4ページ、議案参考資料については16ページから21ページになります。申請地の位置については16ページのところでございます。

申請理由は、水道施設整備業を行う法人から、近くで使用していた資材置場が使えなくなったことから、資材置場として貸してほしいと要望があったためです。

議案参考資料の19ページをご覧ください。

施設の概要については、資材置場です。

排水については雨水のみで、砂利敷きにより自然浸透です。

被害防除については、安全鋼板とグリーンネットを設置します。費用については、自己資金で賄うことから、通帳の写しを確認いたしました。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、川上委員。

川上委員 議席番号10番、農業委員の川上博久です。

座長の説明でよく分かりました。私は賛成したいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただいま川上委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号の1番と2番を議題といたします。

1番と2番は関連しておりますので、申請概要の説明と審査会における意見報告を併せてお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号 農地法5条の規定による許可申請の1番と2番についてご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については22ページから30ページになります。申請地の位置については22ページのところでございます。

権利の形態は、売買による所有権移転です。

申請理由は、1番につきましては、松戸市の障害福祉計画の中で日中サービス支援型の整備が進められていますが、近隣に施設がないことから、申請地を譲り受け事業用地とするためです。

2番につきましては、申請者は市内及び近隣市の複数の障がい者施設の建設を進めており、その事業における建設に資材の保管所がないことから、資材置場とするためです。

議案参考資料の24ページ、28ページをご覧ください。

施設の概要については、1番は共同生活援助事業所用地、2番は資材置場用地です。

整地については、1番は南側の一部は緑地として残し、そのほかはアスファルト舗装とします。2番は砂利敷きとします。

排水については、1番は、汚水雑排水については浄化槽で処理し、雨水については浸透貯留槽に集めた後、どちらも新設のU字溝に接続し排出します。2番については雨水のみで、自然浸透とします。

費用については、自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

農地区分については、申請地は上水道管、下水道管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第4号の1番と2番について説明いたしましたが、審査会では現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

座長の説明でよく分かりました。私はこの提案に賛成いたします。お諮りください。

議 長 ただいま山崎委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号の1番と2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書6ページ、報告事項1から14ページの報告事項6についてご報告させていただきます。

まず、6ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてですが、相続による所有権移転により1件の届出を受理しました。なお、あっせん希望はありませんでした。

次に、7ページから8ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、8ページ下段の記載のとおり、7月分として田4件、1,396平米、畑7件、2,795平米、合計11件、4,191平米の届出を受理いたしました。

次に、9ページから11ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、11ページに記載のとおり、田2件、2,016平米、畑20件、6,999平米、合計22件、9,015平米の届出を受理しました。

続いて、12ページ、報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、1件合意解約の通知がありました。

次に、13ページ、報告事項5 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局から3件照会があり、いずれも非農地回答をいたしました。

次に、14ページ、報告事項6 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛てに送付しました。また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書は今回5件を交付いたしました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和6年9月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時33分